

平成22年4月1日  
号外第3号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（175・財政課）…………… 1
- 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（176・財政課）…………… 1
- 公安委員会規則
- 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則（5・警務課）…………… 1

## 告 示

### 秋田県告示第百七十五号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第三条第二号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

### 附 則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 秋田県告示第百七十六号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第三条第二号中「横浜市」の次に「、相模原市」を加える。

### 附 則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 公安委員会規則

### 秋田県公安委員会規則第五号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

### 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和二十二年秋田県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「48」を「51」に、「93」を「78」に、「150」を「146」に、「126」を「127」に、「215」を「219」に、「632」を「621」に、「242」を「248」に、「230」を「210」に、「435」を「432」に、「546」を「580」に、「1,319」を「1,330」に、「146」を「140」に、「75」を「78」に、「174」を「159」に、「380」を「356」に、「561」を「559」に、「761」を「799」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号